情報ビジネスNO12

ビジネス方法特許

2010年12月21日
後　保範

1

1. 特許(法律)について

- 知的財産法は、下記の法律から構成
  (1) 工業所有権法（産業財産法）
  特許法、実用新案法、商標法、意匠法など
  (2) 工業所有権法以外
  不正競争防止法（営業秘密保護、ドメイン名保護等）、著作権法、弁理士法、知的財産基本法など

2

1.1 特許法総則

- **第1条** この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。
- **第2条** この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。
- **2** この法律で「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう。
- **3** この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。
  1. 物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為
  2. 方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為
  3. 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
- **4** この法律で「プログラム等」とは、プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この項において同じ。）その他電子計算機による処理の用に供する情報であつてプログラムに準ずるものをいう。

特許庁のHPより

3

1.2 特許法の保護対象

- **＜特許法の保護対象＞**
- 特許法第2条に規定される発明、すなわち、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものを保護の対象とします。したがって、金融保険制度・課税方法などの人為的な取り決めや計算方法・暗号など自然法則の利用がないものは保護の対象とはなりません。また、技術的思想の創作ですから、発見そのもの(例えば、ニュートンの万有引力の法則の発見)は保護の対象とはなりません。さらに、この創作は、高度のものである必要があり、技術水準の低い創作は保護されません。
- **＜実用新案法の保護対象＞**
- 実用新案法第2条、第3条に規定される考案、すなわち、自然法則を利用した技術的思想の創作であって、物品の形状、構造又は組合せに係るものを保護の対象とします。したがって、物品の形状等に係るものですから、方法に係るものは対象となりません。また、特許法の保護対象とは異なり、技術的思想の創作のうち高度のものであることを必要としません。

特許庁のHPより

4

1.3 特許法の概要

- 特許制度は、発明を保護することでイノベーションを促進するための仕組みといえる。特許法の第一条にこのことは示されている。「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。」
- 特許法の第二条で、「発明」は次のように定義されている。「この法律で発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なものをいう。」ここで、「高度のもの」というのが付いているため、特許の要件として、新規性だけでなく、進歩性（容易に思いつかない）も求められる。

5

1.4 特許の手続き

- 出願（公開前に出願する必要がある)
  ↓ 一般に、出願の18ヵ月後に特許公開広報に公開され、その時点で公開番号が付く。
- 審査請求（出願から3年以内に審査請求が必要)
  ↓
- 特許庁での審査
  ↓ 一度拒絶請求されても、請求項を補正し意見書で反論可能
- 登録査定（権利は出願後20年間)
  登録されると、特許番号がふられる。

6

1.5 特許の権利

- 権利期間
  出願から20年間
- 権利範囲
  特許請求の範囲の請求項に記載した範囲
- 権利行使方法
  差し止め、ライセンス料の請求、クロスライセンス契約の締結等777777

7

1.6 特許の審査基準

- 新規性
  特許出願前に、公然と知られた例、公然と知られた発明、刊行物やインターネットで利用可能な発明は認められない。
- 進歩性
  誰でも簡単に思いつくものは認められない。例えば、他の分野の発明を単純に転用したり、寄せ集めは認められない。
- 産業上の利用可能性
  産業（農水産業やサービス業もむくむ）で利用できないといけない。ただし、医療行為の方法は除く。また、公序良俗や公衆衛生を害するものは認められない。

8

1.7 特許明細書の構成

- 要約
- 特許請求の範囲（複数の請求項目からなる）
- 発明に属する技術分野
- 従来の技術
- 発明が解決しようとする課題
- 課題を解決するための手段
- 発明の実施の形態
  システム/ソフトウェアの技術を記述（データ構造、フローチャート)
- 発明の効果

9

2. ソフトウェアの特許

- ソフトウェアも特許にできる。
- 当初は、ハードウェアの一部にソフトウェアを使うことで特許化された。そして、徐々にソフトウェアの位置づけが大きくなってきた。
- 平成14年改正法で、「プログラム」を請求項で保護できるようになった。
- それまでは、「プログラムを格納した記憶媒体」などを請求項としていたが、ネットワークでソフトウェアの流通が本格化し始めた、「プログラム」自体を権利化できるようになってきた。

10

2.1 ソフトウェア特許の流れ(日本)

特許庁のHPより

11

3. ビジネス方法特許

- ビジネス方法(モデル)特許とは、ソフトウェア特許の中で、技術面だけでなく、その技術によりアイデアを実現して、事業上の便益をもたらすものをいう。
- 広告、流通、金融その他のサービス分野や、e ビジネス上の仕組みを保護することができる。
- ただし、ビジネス上の発明をソフトウェアで計算機上に実装しなければならない。
- 特許庁の特許分類(FI)でいうと、ビジネス方法特許はG06F I7/60に相当する。

12

3.1 ビジネス方法特許の状況

- 2000年には、ビジネス方法特許に関する著書が数十冊も出版されるなど、ブームになった。
- そのため2000年に入ってから出願件数は顕著に増加した。
- その中には簡単なアイデアレベルの安易な出願も多かった。
- その後、特許庁から、「特定技術分野の審査基準ーコンピュータソフト関連発明」(2000/12)、「特許にならないビジネス関連発明の事例集」(2001/4)といった資料が出て、出願件数は落ち着いていった。

13

3.2 ビジネス関連特許の出願動向

特許庁のHPより

14

3.2 ビジネス関連特許の審査請求動向

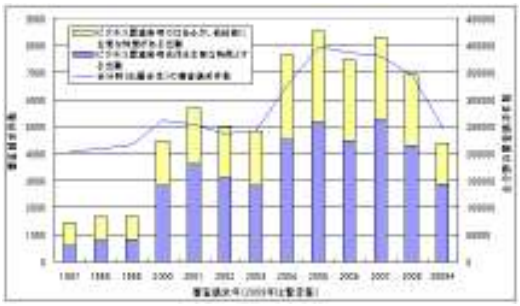

特許庁のHPより

15

3.2 技術分野別出願動向

特許庁のHPより

16

3.3 ビジネス関連特許の審査状況

- 審査状況で見ると、ビジネス分野では特許になる割合が他の分野に比べて低い状況が続いており、2003年～2006年では8%前後の特許査定率
- 特許が成立しない場合（拒絶査定）には、拒絶審査不服審判が可能であるが、ビジネス方法特許の拒絶審査不服審判で請求が成立して特許になる割合は20%前後と低い。
- そのため、特許を取得しようという意欲は以前より低くなっている。特に、ベンチャー企業からの出願は大幅に減った。
- 平成14年の特許法改正で間接侵害の条項が改正され、システムの特許で間接侵害を訴えやすくなったため、ビジネス方法特許の権利がより強くなっている。

17

3.4 ビジネス関連特許の審査動向

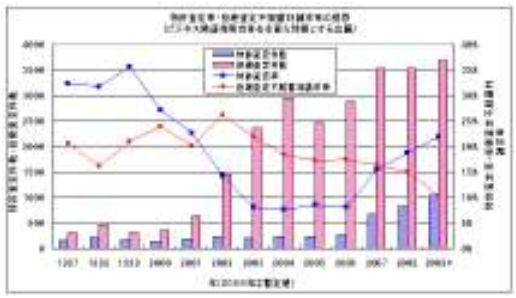

18

4. よく知られたビジネス特許

- 凸版印刷の「マピオン」の特許
- コクヨの「@Office」の特許
- リクルートの「キーマンズネット」の特許
- 日立製作所の「ホームページ真正性証明ソリューション」の特許
- 日本航空の「JAL-Online」の特許

19

4.1 マピオン特許(1/2)

ビジネスモデル特許の事例

©1999.12 弁理士 土谷常男

'99夏～'99年末にかけて行った講演の配付資料に、最新情報を加えて、加筆訂正したものです。

(15)地図上の広告方法の特許(マピオン特許)(特許出願1995年、話題1999年)

権利者など

日本特許　2756483
権利者　凸版印刷

特許の概要

本特許は、インターネットを用いた地図における広告方法に関するものである。この地図情報サイトは、地図データを記録しており、ユーザからの要求に応じて、各地の地図をユーザコンピュータに送信する。

①広告依頼主は、広告依頼主コンピュータから地図情報サイトにアクセスし、地図上の自社の位置に対応付けて広告情報を送信する。②地図情報サイトは、これを受けて、広告主の地図上の位置に対応付けて、その広告情報を記録する。③ユーザは、地図情報サイトにアクセスして、地図を表示する。その際、広告を掲載している会社については、地図上において広告マーク(図のα参照)が表示される。④ユーザがこの広告マークをクリックすると、これに対応付けて記録されている広告が、地図情報サイトから送信される。

このシステムによれば、広告依頼者は安価に広告を提供することができ、さらに、広告内容の変更が容易である。

http://www.furutani.co.jp/office/ronbun/BS/BS15.htmlから引用

20

4.1 マピオン特許(1/2)

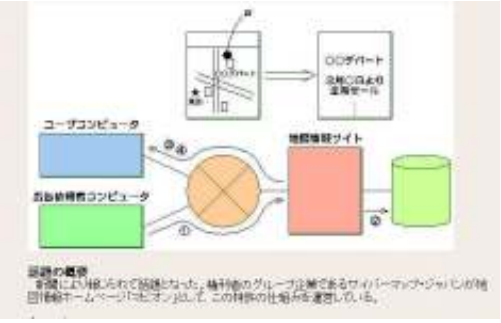

http://www.furutani.co.jp/office/ronbun/BS/BS15.htmlから引用

21

4.2「ホームページ真正性証明」適用例(2/2)

- インターネットの普及にともない、不正な情報の発信が問題となっています。第三者によるホームページの改ざんや、なりすましサイトでの情報発信などにより、インターネット利用者が被害を受けることも少なくありません。
- こうした現実を踏まえ、それらを解決すべく開発されたのがインターネット・マーク技術です。高密度電子透かし技術とデジタル署名技術を用いて認証情報を埋め込まれたマークをホームページに貼付することにより、ホームページの真正性を証明することができるのです。
- また、インターネット・マークはインターネットを楽しむ機能も備えています。マークをクリックすると表示されるメニュー。カスタマイズによってさまざまなサイトにリンクすることが可能となり、利用者は安心してネットサーフィンを楽しむことができます。

http://www.hitachi.co.jp/Div/jkk/press/010416.htmlより引用

22

4.2「ホームページ真正性証明」適用例(2/2)

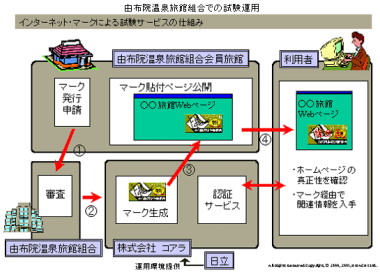

由布院温泉旅館組合のマークは、組合に加盟している宿泊施設であることを証明するマークです。安心してご利用いただける施設に対して、由布院温泉旅館組合が認定し、株式会社コアラが発行しています。

http://www.hitachi.co.jp/Div/jkk/press/010416.htmlより引用

23

5. ビジネス方法特許の例

- B to C（楽天の「オークション・システム」他）
- ネット広告（ツタヤ「クーポンシステム」他）
- B to B（シーエムネット「入札システム」他）
- 物流（日本通運「出荷貨物の一括集配代行支援システム」他）
- 金融（カブドットコム証券「発注条件を自動設定する売買注文処理システム及び売買注文の処理方法」他）

24

5.1 B to C関連特許

- インテリア計画「ネットワークを用いた商品の共同購入システム」（特許第3746784号）：インテリア計画による共同購入サイトRedpriceに関する特許
- 楽天「オークション・システム」（特許第3659400号）
  セミクローズドのネットオークションの仕組み
- 瓶屋「贈与仲介システム及びその方法」
  結婚祝いのギフト・レジストリーに関する特許
- ガーラ「電子掲示板システム」（特許第2951307号）
  ガーラがサービスしている「サイバーコップス」に関する特許

25

5.1 「オークション・システム」特許(1/2)

- **発明者** 三木谷 浩史 / 本城 愼之介
- **特許請求の範囲**
  【請求項1】通信回線を用いたオークション・システムであって、オークションへの入札を行うユーザの入力した情報が、オークションへの出品者が指定した情報と一致するかを検出し、一致した場合に、オークションへの入札ができることを特徴とするオークション・システム。
  【請求項2】請求項1記載のオークション・システムにおいて、前記情報は、前記出品者が設定したキーワードであることを特徴とするオークション・システム。
  【請求項3】請求項1記載のオークション・システムにおいて、前記情報は、前記出品者が出した質問への回答であることを特徴とするオークション・システム。
  【請求項4】請求項3記載のオークション・システムにおいて、情報が一致しない場合、前記質問に対するヒントをさらに表示することを特徴とするオークション・システム。

http://www.patentjp.com/13/T/T100707/DA10003.htmlから引用

26

5.1 「オークション・システム」特許(2/2)

- **発明の詳細な説明**
  【0001】
  【発明の属する技術分野】本発明は、インターネット等の通信回線を利用したオークション・システムに関するものである。
  【0002】
  【背景技術】最近は、インターネット上で色々なサービスが行われている。図1にインターネットの構成図を示す。インターネット10に接続されたサーバ20から提供されるサービスを、複数のユーザ32および34は、例えばブラウザでアクセスすることにより、利用している。これらのインターネット上に提供されているサービスの1つに、インターネット上のオークション・システムがある。しかし、今までのインターネットを用いたオークション・システムは、だれでも入札することができる。出品者は、出品した商品に対して入札する人を制限することができない。このため、例えば、不明なユーザによる入札を排除することができないので、出品者はオークションの利用に対して不安を感じることもある。また、出品する品物によっては、仲間意識の持てる人に落札してほしい場合もある。
  ……

http://www.patentjp.com/13/T/T100707/DA10003.htmlから引用

27

5.2 ネット広告関連特許

- オーバーチェア「コンピュータ・ネットワーク・サーチエンジンにより生成されたサーチ結果リストの位置に影響を与えるための方法及びシステム」（特許第3676999号)
  検索連動型広告の特許
- ツタヤ　オンライン「クーポンシステム」（特許第3605758号)：ツタヤのオンラインクーポンの特許
- 日立マクセル「電子クーポン・システム」（特許第3527211号）：携帯電話を活用した多業種で使える新マーケッティングシステム「ちょきんバーコードシステム」の特許
- ガーラ「電子掲示板システム及びメールサーバー」
  (特許第3307625号): ガーラのワーズナビの関連特許

28

5.3 B to B関連特許

- 農業技術研究機構「識別子付与による農産物流通における農産物の個体情報入手システム」
  （特許第3355366号）：VIPS農産物ネット認証システムの特許化。ネットで農産物の身元が分かるシステム。
- シーエムネット「入札システム」（特許第3568944号)
  入札システムでの、落札金額把握モデルに関し、応札金額及び落札金額を電子商サイト運営者に対して知らせることなく、入札を実行できる入札システム。シーエムネットは、森ビルとソフトバンクECによる建設にかかわるオープンマーケット

29

5.4 物流関連特許

- 日本通運「出荷貨物の一括集配代行支援システム」（特許第3411257号): インターネットなどによりエンドユーザーから直接入力された注文データが物流企業のサーバーを通して、出荷元の最寄の当社集荷拠点へ自動的に集荷指示を出し、発送伝票の発行を行うなどの集荷から配送までを一括して代行する支援システムの特許。
- イートラック「配車計画サービス提供システム及び配車計画システム」（特許第3416635号)
  イートラックは、e-SmarTrackという配車・配送の最適化計画をインターネット利用により実現するASPサービスを提供

30

5.5 金融関連特許

- カブドットコム証券の売買注文に関する二つの特許(特許第3734168号): 株の自動発注に関する特許
- ソニー「情報管理装置及び方法」(特許第3754009号): 決済注文の際に、ID/パスワード認証で認証する仕組
- 帝国データバンク「汎用的組織内個人認証システム」(特許第3622789号): 個人の権限などの認証方法
- 三井住友銀行「認証情報システム、認証情報保管システム、認証情報入力方法及び認証情報入力プログラム」(特許第3520264号)

31